

牧之原市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

I ガイドライン策定の趣旨

牧之原市では、牧之原市防犯及び交通安全に関する条例に基づき、犯罪及び交通事故のない安全な市民生活を確保するため、市、市民、事業者及び関係団体が、各々の責務を果たしながら連携協力し、安心安全なまちづくりに取り組んでいます。

市では人の目による見守り合いを基本とし、軒先運動や青色防犯パトロール、啓発活動等を行い、犯罪の起こりにくい地域づくりを推進していますが、人の目が行き届かない部分を補完するものとして、防犯カメラ等を活用することも犯罪の抑止に有効です。

一方で、人には自己の容ぼうや行動等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利として、憲法第 13 条（個人の尊重）により保障されています。児童生徒をはじめとする地域住民の安全・安心のために設置される通学路防犯カメラが、個人のプライバシーを侵害することがないように、適切な設置、運用に十分留意することが求められます。

このガイドラインは、静岡県「プライバシー保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を基に、通学路に設置される防犯カメラの有効性と、プライバシー保護の調和を図ることを目的に作成しました。地域における防犯活動の補完的な役割として、通学路防犯カメラを設置される場合は、このガイドラインを十分に理解していただき、適正な設置及び運用に留意していただくようお願いいたします。

II 対象となる通学路防犯カメラ

1 通学路防犯カメラ

犯罪の防止を目的として、公共空間に向けて、通学路に面した場所に常設及び撮影するカメラであり、画像の表示及び記録のために必要な関連機器で構成される装置をいいます。

2 画像

通学路防犯カメラにより撮影又は記録された、モニター等を介して視認することができる電磁的なデータであって、当該画像から特定の人物や物を識別することができるものをいいます。

3 公共空間

道路、公園、広場、駐車場など、不特定多数の人が自由に利用又は通行できる野外の空間をいいます。金融機関の店舗、小売店舗、ホテル等の施設は除きます。

Ⅲ 通学路防犯カメラの設置及び運用に関する留意事項

1 設置場所及び撮影範囲

通学路防犯カメラの設置及び運用にあたっては、防犯効果を高めるとともに、設置の目的を明確にし、住宅内部の私的空間など不必要な個人画像の撮影を防ぐため、設置箇所及び撮影範囲について十分に検討し、撮影範囲は必要最小限の範囲としてください。

また、設置者等は特定の個人若しくは物を、遠隔操作等により追跡撮影するなどの使用はしないようにしてください。

2 管理責任者及び操作担当者の指定

防犯カメラの誤った運用による個人のプライバシーの侵害を防止するため、設置者は通学路防犯カメラを設置及び運用するにあたっては、適正な管理を図り、管理責任者を指定してください。

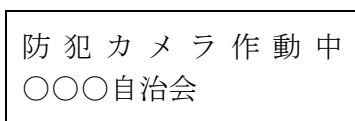
また設置者は、必要に応じて通学路防犯カメラ、モニター、録画装置、付属機器等の操作を行う取扱担当者を指定してください。

管理責任者及び取扱担当者以外は当該機器を操作しないようにしてください。

3 通学路防犯カメラ設置の表示

通学路防犯カメラの設置にあたっては、防犯効果を高めるとともに、プライバシーの保護を図るため、あらかじめ通学路防犯カメラが設置されていることを十分に周知するとともに、撮影範囲内や周辺の見やすい場所に、通学路防犯カメラの設置者等をわかりやすく表示してください。

表示例



4 画像データの保存・取扱い

画像が外部に漏れないように、次の事項に留意し、適正な管理を行ってください。

(1) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、改ざん、滅失、き損、流出等の防止その他安全管理を徹底するため、保存期間は、おおむね1箇月以内で必要最小限の期間とし、不必要な画像データの保存は行わない。

(2) 画像データ等の厳重な管理

通学路防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（DVD、SDカード等）やパソコンについては、盗難や管理責任者及び操作担当者以外の視聴防止を図るため、施錠のできる室内又は保管庫等で厳重に管理し、画像の複写及び加工、外部への持ち出しはしないでください。

(3) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、速やかかつ確実に消去してください。

記録媒体等を廃棄する場合は、画像データの漏えい、改ざん、滅失、き損、流出等の防止のため、読み取りができないよう、破碎、裁断等の処理を行ってください。

(4) 秘密の保持

通学路防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者は、画像及び画像データから知り得た情報を第三者に漏らしたり、不正に使用したりしないでください。

なお、管理責任者及び取扱担当者でなくなった後においても同様とします。

5 画像データ等の外部提供

画像及び画像データは、次のいずれかの場合を除き、第三者への提供はしないものとします。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 警察等捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合
ただし、捜査機関が画像の提出を求めるときは文書によるものとします。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (4) 本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合
ただし、提供する画像データは保存期間内のものとし、当該画像に本人以外の者が映っていた場合は、その者の画像を除去した後に提供してください。

6 苦情等への対応

設置者等は、当該通学路防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応してください。

Ⅲ 設置及び運用規程の作成について

設置者等は、このガイドラインの留意事項に基づき、通学路防犯カメラの設置及び運用を適正に行うため、設置及び運用規程を策定するとともに、規定が遵守されるよう管理責任者や取扱責任者に対する周知徹底を図ってください。

また、通学路防犯カメラの管理業務を事業者に委託する場合は、委託事業者に対し、当ガイドラインで示した留意事項の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置及び運用を徹底させるようにしてください。

「設置及び運用規程」の参考例

□□□□通学路防犯カメラ設置及び運用規程

1 趣旨

この規程は、□□□□が設置する通学路防犯カメラについて、プライバシー保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、適正な設置及び運用に関する必要な事項を定めるものとする。

2 設置目的

通学路防犯カメラは、□□□□地区における犯罪の防止のために設置するものとする。

3 設置概要

- (1) 通学路防犯カメラは、別図の場所に△△台設置する。
- (2) モニター、録画装置及びその他機器一式は、次に掲げる場所に設置する。

所在地	
建物等名称	

4 管理責任者等

- (1) 通学路防犯カメラの適正な設置と運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は○○○○とする。
- (3) 管理責任者は、通学路防犯カメラの操作を行う操作担当者を置くことができる。
- (4) 操作取扱者は△△△△とする。(または「管理責任者が指定した者とする」)。

5 管理責任者等の責務

- (1) 通学路防犯カメラの適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシー保護を図らなければならない。
- (2) 通学路防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報を漏らしたり、不正に使用したりしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

6 設置の表示

設置者は、通学路防犯カメラの周辺や見やすい場所に、次の事項を表示する。

- (1) 「防犯カメラ作動中」等の通学路防犯カメラを設置している旨
- (2) 設置者の名称

7 画像の保存及び取扱い

- (1) 画像の保存期間は、●●とする。
- (2) 画像等は撮影時のままで保存し、加工してはならない。
- (3) 画像が記録された媒体は施錠できる室内又は保管庫等で管理し、管理責任者の許可なく外部へ持ち出してはならない。

- (4) 保存期間が終了した画像等は、速やかかつ確実に消去するものとする。
- (5) 記録媒体を廃棄する場合は、読み取りができないよう、破碎や裁断等の処理を行う。

8 画像の利用及び提供の制限

画像及び画像データは、次のいずれかの場合を除き、第三者への提供はしないものとする。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 警察等の捜査機関から、犯罪捜査目的による要請を受けた場合。
ただし、捜査機関が画像の提出を求めるときは文書によるものとする。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。
- (4) 本人の同意がある場合、又は本人へ提供する場合。

9 苦情等の対応

設置者等は、通学路防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

10 その他

- (1) 設置者等は、通学路防犯カメラ機器の維持管理及び廃止後の撤去に関して、適切に対処するよう努めなければならない。
- (2) この規程に記載されていない事項については、「牧之原市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。